

新しい風ニュース NO 220

やまがたの環境とくらしを考える会 (通巻257)
岐阜県山県市西深瀬208 Tel・FAX 0581-22-4989

なんでも相談 どの政党とも無関係の 寺町ともまさ 2010年4月3日

HP ⇒ <http://gifu.kermin.net/teramachi/> メール ⇒ tera@ccy.ne.jp

毎日、千数百のアクセスがある私の日記(ブログ)は「てらまち」で検索するのが一番早いです

辞職しない議員のリコールを！ ポスター代水増し

選挙のポスター代を、候補者側からの請求に基づき税金で負担する制度があります。山県市議選でこのポスター代の詐欺事件があり、水増しを認めたら、横山善道県議、宮田軍作市議は辞職していません。「議員を辞めないならリコールを」との声が根強くあります。

3月5日に県庁でリコールすることを記者会見して公表、そのことの報道や前回のこのニュースで「県議と市議のリコール実施」を知った皆さんから、声が寄せられています。

「議員を続けている方がおかしい」「政治家が不正をしたら、お金を返して謝っても終わりではない」「リコールに大賛成だから、どうしたらいいの」「協力する。署名簿をあちこちにおいてほしい」「かつて、美山町ではリコールを成功させた」「いつから始めるの?」……

私はどの議員にも声をかけていませんが、以前から、同僚市議らから「リコールしよう」という声が私にかかっています。「辞職すべき」との意見に党派や立場はないのです。

2007年(平成19年)6月13日	水曜日	享月	日
<p>岐阜県山県市議選のポスター代水増し請求問題で、4月の県議選で市議から転身した県議(53)が12日、朝日新聞の取材に対し、04年4月の市議選時に公費負担されたポスター代を水増し請求していたことを明らかにした。また、県議は、市から受け取ったポスター代36万円余を返還するため、11日、市役所に自ら現金を持参したが、市側は「受け入れ態勢ができていない」として受け取らなかったという。</p> <p>県議は04年の市議選で、ポスター代として1枚単価2730円、計36万8550円を公費負担に請求。市議選を担当した印刷業者によると、ポスター、はがき、名刺など5種類を印刷。合計の印刷代は、公費で負担さ</p>	<p>れる上限額の約37万円を数万円上回ったという。県議は業者に「市から選挙にかかわる印刷代として支払われる」と説明。業者は印刷代を項目に分けず一本化して県議に請求したという。その後、業者には、山県市から県議が請求した36万8550円が振り込まれた。不足した数万円分は、県議が業者に支払ったという。朝日新聞の取材に、県議の家族は「(市議選)当時は選挙公営制度の理解が不足していた」と釈明。県議の進退については「せつかく当選させて頂いたので」と答えるにとどまった。</p> <p>一方、県議は4月の県議選で、公費負担として1枚単価1890円、計25万5100円のポスター代を県に請求。市議選</p>	<p>と比べ、1枚の単価で840円の差があった。県議選の印刷物を担当した業者は、県議からポスターとはがきの印刷依頼を受けた際、はがきの印刷代は県議、ポスター印刷代は県議の事務所の指示で県へ請求したと説明している。</p>	<p>ポスター代の公費負担について、山県市議会は今年3月、「市の財政を圧迫する」として廃止を決めた。県議が県議選のポスター印刷を依頼したのは、この時期に当たるが、市議選との差額について県議は「ノーコメント」としている。</p>

現県議も水増し請求

とはいえ、リコール手続きは複雑で、署名簿の準備だけでも大変な作業です。

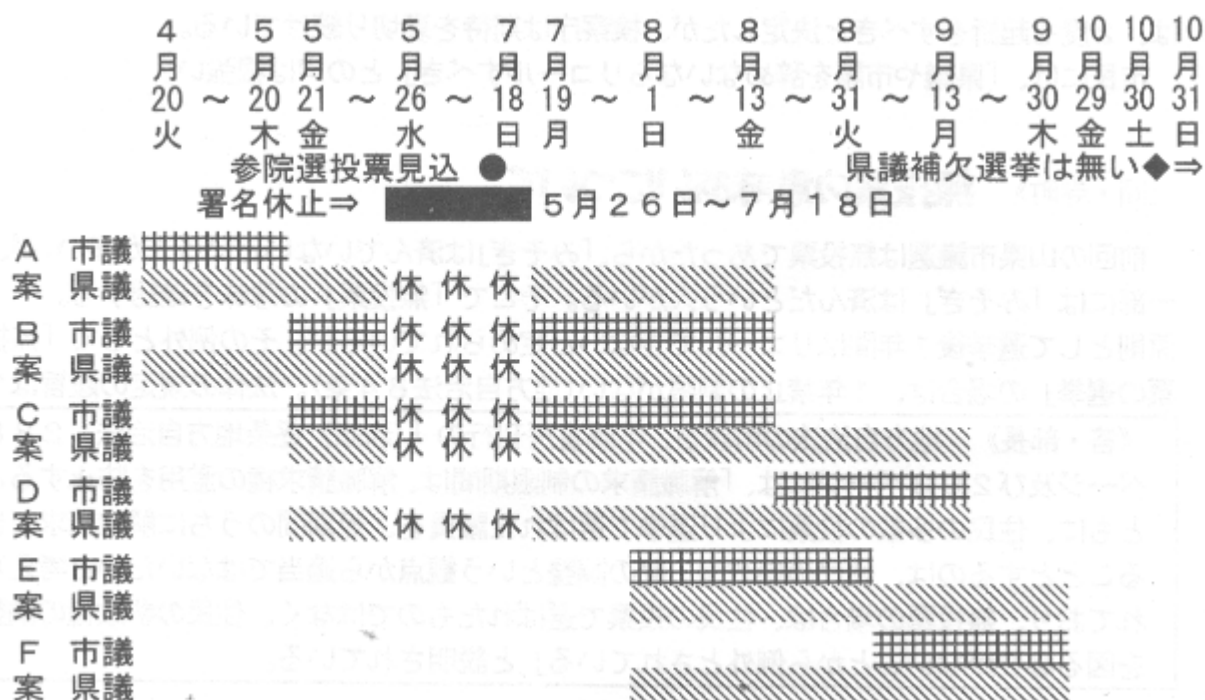
市の選管への照会や3月議会での私の一般質問から分かったことなどを前提に、いつから始めるのがよいか、いま、検討中で、正式な「開始日」はまだ決まっていません。

下の表は、4月20日、5月21日、8月1日スタートの場合、市議と県議のスタート時期の違いなど、いろいろと想定。署名簿を提出しても、「リコール投票日」はその数十日後。

山口市のみなさん、世論を高めていただいて、是非、署名にご協力ください。

リコール運動の署名集めや準備作業などを手伝っていただける方、お声をください。

【山口市で県議と市議を同時にリコールする日程の検討と補足説明】



【上の表の補足説明】

上段の月日は省略形なので、グラフの長さは実日数でなくイメージ

署名期間は市議1ヶ月、県議2ヶ月で市の有権者の1/3、つまり=8226人以上

今年は7月18日投票予定の参議院選挙のため5月26日から投票日まで署名休止期間

補欠選挙は、市議は無し、10月30日以降に県議の欠員(辞職や解職)が生じても無し

【時期についての各案の特徴】

A案は、春に開始、市議と県議の署名収集は同時に始め、B案は終わりが同時

C案は、開始時期が5月後半、市議と県議の署名収集同時スタート、D案は終わりが同時

E案は、夏に開始、市議と県議の署名収集を同時に始め、F案は終わりが同時

【各案のメリット・デメリット】

ACE案は一気に始められるが終了がずれると県議と市議の解職投票日が違う可能性も。ただ、「2回の投票」を回避するため市と県、関係者で「投票日一致」の調整もあろう

BDF案は、開始が違うので混乱しやすいが、署名終了とリコール投票が確実にそろう

A案で一気に県議も市議も1ヶ月で署名が済めば、参議院選と同日のリコール投票も

CDEF案の時期なら、県議欠員でも補欠選挙の必要無い10月31日以降の「投票」か

山縣市選出の県議と山縣市議の同時リコールについて

《問・寺町》 リコール、つまり議会の解散、市長や議員・公務員の解職請求などは手間や経費がかかるとはいえ、民主主義の発展・維持のために不可欠な制度といわれる。

ところで、山口市では選挙ポスター代の水増し事件以後、不正を認めて返金し辞職した議員が5人いる一方で、返金しつつも辞職していない県議1人、市議1人がいる。

辞職していない議員の起訴は、岐阜県民から選ばれた人たちが構成する岐阜検察審査会は、2度も起訴をすべきと決定したが、検察庁は期待を裏切り続けている。

市民には、「県議や市議を辞めないならリコールすべき」との声は根強い。

《問・寺町》 無投票の意味あいについて

前回の山口市議選は無投票であったから、「みそぎ」は済んでいないという人が多いが、一部には「みそぎ」は済んだという人がいる。そこで「無投票」の意味を確認する。原則として選挙後1年間はリコールできないと定められているが、その例外として「無投票の選挙」の場合は、1年禁止の制限がない(地方自治法84条)。法律の規定の趣旨は？

《答・部長》 地方自治法の解説書、学陽書房刊行の「(新版) 逐条地方自治法」288ページ及び293ページには、「解職請求の制限期間は、解職請求権の濫用を防止するとともに、住民の多数の投票により選挙で選ばれた議員を、短期間のうちに解職請求できることとするのは、住民の参政権の間の調整という観点から適当ではないためと考えられており、無投票の場合は、住民の投票で選ばれたものではなく、住民の参政権の調整を図る必要がないことから例外とされている」と説明されている。

《問・寺町》 本請求の成立に必要な署名数はどれだけか？

《答・部長》 山口市議会議員及び市選出の県議会議員ともに、解職請求には、山口市の選挙人名簿登録者の総数の3分の1以上の数の署名が必要で8226人(3月2日時点)。

《問・寺町》 投票運動について

「投票運動」つまり「本請求後の投票日まで」の活動に関して、「投票運動は選挙運動と異なり大幅な自由が認められている」と理解するが？

《答・総務部長》 解職投票の手続には、政令で特別の定めがあるものを除き、公職選挙法中の普通地方公共団体の選挙に関する規定が準用されるが、投票運動の自由公正を確保するために必要な限度の準用にとどまる。

文書図画の頒布又は掲示や演説会の開催、投票運動用自動車の使用などの大部分については公職選挙法が準用されていないが、連呼行為の禁止など一定の制限はある。

具体的には、関係法令等による御判断を願う。

なお、「選挙運動の期間」に関する公職選挙法第129条の規定は、準用されていない。

《問・寺町》 **期日前投票、解職の成立に必要な票数や率は？**

《答・部長》期日前投票は、投票期日の告示があった日の翌日から投票日の前日までできる。投票において有効投票の過半数の同意があったときは、当該議員は、その職を失う。

《問・寺町》 **今年7月の参議院選挙のルールに対する影響は？**

《答・部長》参議院議員の半数は、平成22年7月25日が任期。任期満了の日前60日に当たる平成22年5月26日から選挙期日までの間は、署名を求めることができない。署名収集の再開は、投票日の翌日から、特段の手続を経ることなく、できる。

《問・寺町》 **任期との関係(=補欠選挙との関係)**

リコールは、任期満了の前までできる。山県市選出の県議(定数1人)(任期はH23年4月29日)の解職による欠員、市議(任期はH24年4月30日)の欠員はどうなるのか？

《答・部長》県議会議員定数1の山県市選挙区では、生じた欠員が1人の場合、市議会議員は生じた欠員が議員定数の6分の1を超えた場合には原則として補欠選挙を行う。

ただし、いずれの場合についても、当該議員の任期満了の前6か月以内に欠員が生じたときは、補欠選挙は行なわない。

(県議の任期満了の前6か月以内とは今年の「10月30日(土)」以降を指す)

2007.06.30 中日

宮田・山県市議が謝罪

ボスター費 水増し問題 6人目、辞職は否定

二〇〇四年四月の山県市議選における選挙ボスター製作費をめぐる詐欺疑惑で、市議の宮田軍作氏(公)が二十九日の六月定例会閉会後に自宅で記者会見を開き、市への水増し請求を認め、市民に対して謝罪した。

宮田氏は「県警の事情聴取が終了したので、説明責任を果たしたい」とし、市負担の対象外の室内用ボスターとはがきの印刷費を含めて請求し、市に支給させたと認め、水増し分は約十六万二千元。「信頼を裏切るような結果になったことを重ねておわびします」と頭を下げた。

責任について「残り任期、批判を重く受け止めるながら信頼回復と地域貢献に努めたい」と現時点での辞職を否定。「司法の判断など状況によって判断したい」とした。市に対し、公費負担全額の返還と任期中の議員報酬八割カットを申し入れたことも報告した。

水増しの経緯は「よく覚えておらず、明確な回答ができない」「担当者に任せていた」と初めは言及を避けていたが、結局「私が担当者に(はがき代などを)含めるよう指示した」と述べ、「制度に理解が足りず、違法

との認識もなかった。すべての責任は私にある」とした。横山善道県議と四市議が十五日に県庁で開いた謝罪会見については「横山県議から誘いはあったが、当日は(警察)の調べを受けていた。全容説明を優先させたい考えだった」とした。

宮田氏は、はがきなども含めた印刷代として三十七万三千円を業者らに自分で支払った後、市が印刷業者に支払った三十三万八千五百五十円を業者から受け取ったという。(横山大輔)

リコールのことを含めて3月議会の一般質問TV放送は4月2日に続き9日(金)です